

税金の申告はお早めに!

申告には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。詳細は区(コード①)をご覧ください。また窓口混雑緩和のため、申告書はできるだけ郵送での提出をお願いします。



住民税の申告

区役所

住民税(特別区民税・都民税)は、前年1~12月の所得と各種控除(配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除など)を基に算出します。
申告期間 2月16日(金)~3月15日(金)
提出方法 総合庁舎本館2階税務課(〒153-8573目黒区役所<住所不要>)へ郵送または持参
 目黒区税務課第一~第三係(☎5722-9820、☎5722-9324)

住民税の申告が必要な場合(下記★以外の場合)

- 1月1日現在、次の①~③のいずれかに該当するかた
- ①区内に住所があり、前年中に所得があった
 - ②区内に事務所・事業所・家屋敷があり、区外に住所があった
 - ③区内に住所があり、前年中に所得がなかった、または所得が45万円以下で、次のいずれかに該当(予定者を含む)する
 - 国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に加入
 - 児童関連の手当・助成や電話料金の助成などを受給
 - 課税(非課税)証明を必要とする
- ※申告が必要と見込まれるかたに、1月31日頃に申告書を郵送します。申告書が必要で届かない場合は、税務課へお問い合わせください

住民税の申告が不要な場合(★)

- 所得税の確定申告をする
 - 給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が区役所に提出される
 - 公的年金収入が400万円以下で、その他の所得がなかった
- ※ただし、扶養控除・障害者控除の追加など源泉徴収票の控除内容に変更などのあるかたは住民税の申告が必要

社会保険料控除

前年中に納めた次の保険料は、社会保険料控除の対象です。各保険料の納付額は、該当者に送付した保険料の通知をご確認いただくか、下記へお問い合わせください(各種控除の内容は目黒区税務課、または目黒区税務署へお問い合わせください)。

- 国民健康保険料(目黒区国民健康保険課☎5722-9610、☎5722-9339)
 - 後期高齢者医療保険料(目黒区国民健康保険課後期高齢者医療係☎5722-9838、☎5722-9339)
 - 国民年金保険料(目黒区国民年金事務所☎3770-6421、☎3770-6849)
 - 介護保険料(目黒区介護保険課介護保険資格・保険料係☎5722-9845、☎5722-9716)
- ※要介護者の障害者控除対象者認定書の発行は、介護保険課認定審査係(☎5722-9842、☎5722-9716)へ

年金を受給しているかたへ

- 次の①②の全てに該当する場合、確定申告は不要です(控除内容に変更・追加のあるかたなどは住民税の申告が必要な場合があります)。
- ①公的年金などの収入合計額が400万円以下
 - ②公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ※上記の場合でも、所得税の還付を受けるために確定申告書を提出できます

住民税で寄付金控除を受けたいかたへ

確定申告で、確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」の寄付金欄に記入が必要です。

所得税などの確定申告

税務署

確定申告の相談は、国税庁AIチャットボット「ふたば」(右画像)をご利用ください(コード②)。



申告期間 所得税・復興特別所得税 2月16日(金)~3月15日(金)
 贈与税 2月1日(木)~3月15日(金)
 個人事業者の消費税 4月1日(月)まで
提出方法 次の①または②のいずれかの方法で申告してください
 ①e-Tax(国税電子申告・納税システム)で提出
 ②目黒区税務署(〒153-8633中目黒5-27-16)へ郵送または持参
 目黒区税務署(☎3711-6251<自動音声>)

申告書の作成・相談方法ほか

- スマートフォン・パソコンなどで作成
 国税庁(コード③)の確定申告書等作成コーナーで作成できます。
- 申告書作成会場で作成
 入場には整理券が必要です。整理券はLINEで事前入手できるほか、当日会場で配付(受け付けを早めに終了する場合あり)します。詳細は国税庁(コード③)をご覧ください。

日時	会場
2月16日(金)~3月15日(金) 8:30~16:00 ※相談は9:15から。土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月25日は開設	ベルサール渋谷ファースト (渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー2階) ※駐車場・駐輪場はありません

●税理士による無料申告相談(事前申し込みが必要)

日時	会場	対象
2月1日(木)・2日(金) 9:30~16:00	緑が丘文化会館(緑が丘2-14-23)	小規模納税者の所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の所得税などの申告(土地・建物や株式等の譲渡所得があるかたを除く)
2月7日(水)・8日(木)・9日(金) 9:30~16:00	総合庁舎本館2階大会議室	

※前年の申告書の控え、源泉徴収票などの申告に必要な書類、電卓、マイナンバーカードなどの本人確認書類を持参
申専用☎(コード④)、電話(☎6745-6319。月~金曜日9:00~16:00)で申し込み

●東京税理士会目黒支部主催の無料申告相談(事前申し込みが必要)

日時	会場
2月16日~3月15日の月・水・金曜日9:30~11:30、13:00~15:30(1人30分。2月22日は相続税・贈与税なども相談可)	東京税理士会目黒支部(中目黒5-28-17)

※申告書の作成・提出はできません
 ※土地・建物や株式などの譲渡所得の相談は対象外
申電話で、東京税理士会目黒支部(☎3715-1580、☎3715-2424)へ

! ご注意ください

- 地区サービス事務所は、住民税申告書・確定申告書の受け付けなどを行いません
- 医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書は5年間の保管が必要)
- 6年度以降の個人住民税より、上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の課税方式は、所得税と統一されます
- 6年度以降、国外居住親族に係る扶養控除の適用について要件が厳格化されます。詳細は区(コード①)をご覧ください

目黒区からの情報を発信中!

めぐる区報 電子書籍版(※) | 区ウェブサイト | 区公式YouTubeチャンネル めぐるTV | 区公式X (旧Twitter) | 区公式LINE

※めぐる区報電子書籍版は、多言語でご覧いただけます。Meguro City Newsletter e-book version is available in multiple languages.